

奈良県看護師等修学資金について

1. 修学資金貸与制度の目的及び貸与対象者

この制度は、奈良県が県内において業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）の充足を図るため、奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和 37 年 3 月奈良県条例第 50 号。以下「条例」という。）及び奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和 37 年 7 月奈良県規則第 17 号。以下「規則」という。）に基づいて、民間立の看護師等の学校又は養成所（以下「看護師学校等」という。）に在籍する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者を対象として奈良県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けるものです。

なお、一定の条件を満たした場合は、貸与を受けた修学資金の返還債務を免除します。

2. 貸与額（月額）

保健師・助産師・看護師	准看護師
36,000円	21,000円

3. 返還免除の条件

免許取得後、特定施設又は特定病院に下記の期間就業すると返還債務が免除されます。

項目	免除条件	
返還免除対象施設	特定施設	特定病院
	県内の許可病床数が 200 床未満の病院 精神病床数が 80%以上を占める病院 診療所 介護老人保健施設等、 施行規則第 2 条で定めるもの	県内の許可病床数が 200 床以上の病院
返還免除となる就業年限	貸与年数 + 2 年	特定病院に就業した期間がある場合は、貸与年数 + 4 年

4. 募集期間

- 奈良県内の看護師等学校に在籍し、平成 29 年度より貸与を希望される方は、各学校を通じて貸与希望調査を実施しますので学校窓口に申し込み下さい。
- 奈良県外の看護師等学校に在籍される方の平成 29 年度募集は、終了致しました。**

5. その他

修学資金は予算の範囲内で貸与者を決定します。従って、希望者全員に貸与できない場合もありますのでご了承下さい。

6. お問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県医療政策部 医師・看護師確保対策室 看護師対策係

電話 0742-27-8655